

八王子市中間技術検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八王子市が発注する建設工事における中間技術検査(以下「検査」という。)の実施に関し必要な事項を定め、工事の適正な執行とより一層の公共工事の品質確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 検査の対象工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価方式により入札を行った工事及び総合評価方式による入札が中止又は、不調になり、入札の方式を変更した工事のうち、予定価格が1億円を超える工事(入札時に本市顕彰の実績の評価点を得て落札した場合を除く。)
- (2) 八王子市低入札価格調査実施要綱第10条に該当する工事
- (3) 難工事指定をした工事
- (4) 契約課長、工事担当課長及び品質管理担当課長が特に必要と認めた工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事にあつては対象から除くことができる。

- ア 単純な工事(維持、機器等の交換、区画線等の工事など)
- イ 工場製作期間が長く、現場での施工期間が短い(1か月未満)工事
- ウ 災害等により緊急かつ迅速な対応が不可欠である工事
- エ 品質管理担当課長が認める工事

(検査実施の周知)

第3条 検査の対象工事は、特記仕様書に明示するものとする。

2 削除

3 検査の対象となる工事が契約されたとき、品質管理担当課長は、速やかに中間技術検査実施通知書(第1号様式)により対象工事の監督員(以下「監督員」という。)に検査の実施を通知するものとする。

(検査員)

第4条 検査は、八王子市契約事務規則第56条の2第2項第1号に規定する検査員のうち、品質管理担当課長が検査を命令した者が実施する。

(検査の実施時期等)

第5条 検査は、工期の中間期に工事の進捗状況を考慮して実施する。この場合において、第2条第1号の対象工事の検査の実施時期は、原則として施工上の重要な節目に当たる時期となるよう留意するものとする。

- 2 検査の実施回数は、原則として1回とする。ただし、工法、工事規模等を考慮して必要があると認められるときは、実施回数を増やすことができる。
- 3 品質管理担当課長は、検査の実施時期について事前に工事担当課と調整するものとする。

(立会い)

第6条 検査を実施する場合、検査員は、事前に工事担当課の課長及び受注者に検査日を通知し、監督員及び受注者の立会いを求めなければならない。

(検査の方法)

第7条 検査は、対象工事の施工途中における次の項目について、実地で実施するものとする。ただし、直近の工事成績評定が70点未満の工事に係る改善計画書がある場合は、改善計画書の記載事項と合わせて検査を実施するものとする。

(1) 関係書類

- ア 施工計画書(施工体制台帳を含む。)
- イ 工事打ち合わせ記録簿
- ウ 材料検査
- エ 品質管理に関する書類
- オ 出来形管理に関する書類
- カ 工事写真
- キ 施工計画の実施状況(第2条第1号の対象工事のみ)
- ク その他必要と認められるもの

(2) 現場検査

- ア 施工体制(施工体系図を含む。)
- イ 安全管理の状況
- ウ 出来形、出来ばえの状況
- エ 工程管理の状況
- オ その他必要と認められるもの

(既済部分検査及びしゅん工検査との関係)

第8条 検査時に確認した出来形部分については、再度の確認が必要な場合を除き、既済部分検査及びしゅん工検査時の確認を省略することができる。

- 2 検査で確認した出来形部分は、既済部分払いの対象としないものとする。
- 3 検査と既済部分検査が同時期になる場合は、既済部分検査を兼ねるものとする。

(検査の報告等)

第9条 検査員は、検査結果を品質管理担当課長に復命する。

- 2 前項の復命を受けた品質管理担当課長は、中間技術検査報告書(第3号様式)により工事担当課の課長に報告する。
- 3 検査の結果不適切な項目がある場合は、検査員の手直し指示書により手直しをさせるものとする。
- 4 監督員は、受注者の手直しを完了したときは検査員に報告する。

(工事成績評定への反映)

第10条 監督員及び検査員は、検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31 年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。